

世田谷区監査委員告示第7号

地方自治法第242条第9項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査結果の勧告に対する措置結果を、次のとおり公表する。

平成28年11月11日

世田谷区監査委員	西	澤	和	夫
同	宮	崎		孝
同	畠	山	晋	一
同	平	塚	敬	二

地方自治法第242条に基づく世田谷区職員措置請求に係る監査結果の勧告に対する措置結果

平成28年7月27日付で受理した世田谷区職員措置請求（祭礼等に伴う公費の支出に関する件（その2））に関して、教育委員会に対して、「世田谷区立幼稚園長及び小・中学校長交際費取扱い基準」（22世教学第1235号決定）については、世田谷区立幼稚園長、小学校長及び中学校長の交際費の円滑な経費執行がなされるよう整合性、明確化を図るとともに、校長交際費の資金前渡精算手続における確認事務については、校長交際費取扱い基準の趣旨に則り、一層の適切な処理を行う措置をとるよう、地方自治法第242条第4項の規定に基づき勧告したところ、同条第9項の規定に基づき下記のように措置を講じた旨の通知があった。

記

1 対応の内容

（1）「世田谷区立幼稚園長及び小・中学校長交際費取扱い基準」の改正

取扱い基準について、区長部局の「庁用交際費支出基準」の改正内容も踏まえ、校長交際費の円滑な執行がなされるように整合性、明確化を図り、別添のとおり改正した。

（2）校長交際費の資金前渡精算手続きの厳格化について

資金前渡精算手続きにおいても、「校長交際費事務マニュアル」の内容の明確化を行うとともに、確認事務の手続の見直しを行った。

地域祭礼用の様式の新設

収支報告書の記載例や質疑応答の充実

報告内容を精査し、必要に応じて学校長と連絡調整する体制の構築

- ・各学校長から提出される収支報告書の複数人でのチェック及び完結処理の確認

- ・地域祭礼における確認内容の強化（宗教行事への参加状況の確認など）

世田谷区立幼稚園長及び小・中学校長交際費取扱い基準

(目的)

第1条 この基準は、世田谷区立幼稚園長(以下「園長」という。)及び小・中学校長(以下「学校長」という。)が執行する交際費(以下「交際費」という。)の取扱いについて定め、円滑な経費執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準に定める交際費とは、園長及び学校長が幼稚園及び小・中学校の円滑な運営を期するために、当該校の代表者としての立場において、地域の活動団体、関係機関、その他の協力者との交際又は交渉を行うための必要経費をいう。

(支出基準及びその性格)

第3条 交際費は、別表に定める支出基準に基づき執行することができる。なお、別表の支出基準は経費の執行可能な範囲を定めたものであり、その執行を義務づけるものではない。

(交際費の執行)

第4条 園長及び学校長は、予算額の範囲内において交際費を執行するものとし、かつ必要最小限の金額となるよう努めるものとする。

(経理処理)

第5条 園長及び学校長は、交際費の執行に際し現金を適切に管理し、その執行状況を証拠書類とともに明らかにしておくものとする。

2 交際費の所要経費は、教育委員会(幼稚園については幼児教育・保育推進担当課、小・中学校については学務課。以下、同じ。)が幼稚園及び小・中学校に計画的に配当する。配当にあたっては、その規模(毎年5月1日の在籍者数)に応じて行うものとする。

3 交際費の所要経費は、教育委員会が、期ごとに資金前渡により支出し、園長及び学校長の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

4 園長及び学校長は、教育委員会への提出書類全ての写しを現金出納簿として備え、常に執行状況を明らかにしておかなければならない。

5 交際費の収支内容は、別紙第1号様式(収支報告書)により、毎月分をその翌月10日(休日の場合は翌日)までに、教育委員会へ提出するものとする。

残金の返金は各期に1度(9月、1月、3月)行うものとし、その手続は教育委員会より別途、指示する。

(協議)

第6条 この基準の解釈に疑義が生じたとき、又はこの基準に定めのない事項については、その都度、教育委員会と協議するものとする。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から適用する。(平成14年2月13日世教学発第710号)

附 則

この基準は、平成14年7月1日から適用する。(平成14年5月31日世教学発第199号)

附 則

この基準は、平成16年5月1日から適用する。(平成16年4月15日世教学発第86号)

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。(平成20年3月31日19世教学第1061号)

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。(平成21年3月24日20世教学第997号)

附 則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。(平成23年3月28日22世教学第1235号)

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。(平成28年3月29日27世教学第1350号)

附 則

1 この基準は、平成28年11月1日から施行する。(平成28年11月1日28世教学第666号)

2 この基準の施行の際、この基準による改正前の様式については、当分の間、修正して使用することができる。

別表（第3条関係）

世田谷区立小・中学校校長及び幼稚園長交際費支出基準

〔執行可能な範囲〕

区 分	対 象	限度額
ア) 香典	・自校の児童・生徒・幼稚園児	10,000 円
	・自校の児童・生徒・幼稚園児の保護者 自校の学校運営委員・自校の PTA 役員 自校の前・元 PTA 会長・副会長 自校の地域協力者（区内在住） 自校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師 印は対象者から一親等以内の親族を含むことができる	5,000 円
イ) 見舞金	・自校の児童・生徒・幼稚園児 ・自校の PTA 役員（入院している場合に限る） ・自校の地域協力者（区内在住で入院している場合に限る）	5,000 円
ウ) 祝金	・地域の町会・自治会・地域団体等主催の行事 ・自校の P T A ・親父の会・同窓会等主催の行事 ・地域の私立幼稚園等主催の行事	1・6 2 1 5,000 円
エ) 渉外経費 （会費）	・地域の町会・自治会等主催の行事への参加費 ・自校の P T A ・親父の会・同窓会等主催の行事への参加費 ・地域の協議会・懇談会等への参加費	1・6 2 1・4 5,000 円
オ) 緊急対策費	・自校の児童・生徒・幼稚園児が近隣に迷惑をかけた場合の対策費	5,000 円程度
	・その他緊急対策費で世田谷区教育委員会が特に認めたもの	実費相当分
カ) その他	・学校協力者に対するお礼	5 3,000 円程度
	・世田谷区教育委員会が特に認めたもの	5,000 円程度

【留意事項】

- 「地域」の範囲については、自校の学区域を基本とし、自校の周辺校・園（自校の隣接校・園、自校と同一のブロック・学び舎に属する学校）の区域を限度とする。
- PTA・親父の会・同窓会等（以下「PTA 等」）の行事への支出は、自校の PTA 等主催のものを基本とするが、自校と他校の PTA 等が共催して開催する行事等の場合には、支出できるものとする。
- 周辺校・園の周年行事で、周年行事の後に PTA 等実行委員会が主催する懇談会等については、校長が学校運営上必要と認めた場合に限り、支出できるものとする。
- 総合型地域スポーツクラブ等の区内外との協議会、懇談会等については、支出できるものとする。
- 贈答品に限り支出できるものとする。（QUO カードや図書カードの金券は不可。）
「謝礼」や「交通費」、「給食代」として現金を渡すことはできない。
- 神社仏閣等の宗教法人等に対しては、政教分離の原則を踏まえ、宗教行事に係わる経費として公費は支出しないものとする。ただし、地域の区民、団体等との交流を深めることを目的とする懇親会（直会）のみの参加費（渉外経費）及び習俗的な地域行事へのお祝金については支出できるものとする。

〔執行不可の例示〕

- 予算計上されているものへの支出
- 前任校の PTA 等主催行事への支出
- 公立学校（高校を含む）の行事への支出
- 公立学校間の連絡協議会・研究大会等への支出

神社仏閣の祭祀料として、宗教行事への参加を伴う支出

区または区立施設の指定管理者（区民センター運営協議会等）主催行事への支出

実習生・校内研修講師等の内部関係者との打合せやその者への支出

旅費・旅費補助としての支出

教職員・児童生徒との懇談会等への支出

行事等の需用費補助としての支出

（様式省略）